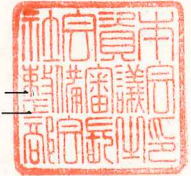




国社整審(計)第2号
平成27年2月10日

社会資本整備審議会
会長 福岡 捷二 殿

計画部会長
福岡 捷二



交通政策基本計画の案の作成について

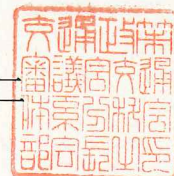
社会資本整備審議会運営規則第9条第2項の規定に基づき平成26年4月7日付国社整審第105号により当部会に付託された標記については、別添のとおりとすることが妥当であるとの結論を得たので報告する。



国交政審(交)第26号
平成27年2月10日

交通体系分科会
分科会長 浅野 正一郎 殿

計画部会長
福岡 捷



交通政策基本計画の案の作成について

交通体系分科会運営規則第8条第2項の規定に基づき平成26年4月7日付国交政審(交)第20号により当部会に付託された標記については、別添のとおりとすることが妥当であるとの結論を得たので報告する。



国交政審(交)第27号
平成27年2月10日

交通政策審議会
会長 浅野 正一郎 殿

交通体系分科会長
浅野 正一郎



交通政策基本計画の案の作成について

交通政策審議会運営規則第8条第1項の規定に基づき平成26年4月7日付国交政審(交)第19号により当分科会に付託された標記については、別添のとおりとすることが妥当であるとの結論を得たので報告する。

国社整審第185号
国交政審(交)第28号
平成27年2月10日

国土交通大臣
太田 昭宏 殿

社会資本整備審議会
会長 福岡 捷



交通政策審議会
会長 浅野 正一郎



交通政策基本計画の案の作成について

交通政策基本法（平成25年法律第92号）第15条第6項の規定に基づき平成26年4月7日付国総参社第12号により両審議会に対して意見を求められた標記については、別添のとおりとすることが妥当であるとの結論を得たので答申する。